

芦屋市立宮川小学校 学校いじめ防止基本 方針



令和7年度

芦屋市立宮川小学校
学校いじめ防止基本方針

いじめの定義（文部科学省）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為によって対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

1 目的

- いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織 いじめ対策委員会（学校いじめ対策組織）

- いじめを発見した教職員が一人で問題を抱え込むことがないように、いじめ防止等のための組織を設置する。情報共有の体制を作り、実効性の高い取組にするために、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、担当学年団、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を構成員とする。また、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、児童・保護者に対して、本委員会の取組について周知を行う。

3 いじめの未然防止に向けて

①学級経営では

- ・子ども同士がつながりを作っていけるように、よりよい人間関係を構築できるように、教師が日々の生活で意識して学級経営を行う。担任教師一人だけで児童を見ていくのではなく、子ども同士の支え合いも支援していく。
- ・クラス全員で何かをやり遂げることができる喜びや楽しさ（苦しさ）の充実感を味わうことのできる経験の場を増やす工夫をする。そのために話し合い活動を充実させる。
- ・教師と児童との人間関係を深め、声かけ、相談がお互いにしやすい環境にしていく。

具体的な動き

- 子どもと一緒に掃除や片づけをする。
- 朝は、挨拶で迎えるようにする。
- 整然とした教室環境を作っていく。
- 校舎内の使用しないエリア・スペース・部屋は、こまめに施錠する。
- 児童観察（服装、態度等）を丁寧に行う。

②授業（教科・人権・道徳）の中では

- ・すべての授業の中で、自分の考えを表現できて、それを受け止められる学級作りをしていく。
- ・人権や道徳教育の中で、子どもの自尊感情を高められるような場面を作っていく。
- ・子ども主体の授業を作っていく中で、子ども同士がお互いを信頼したり、尊敬したりできるようつながりを意識して作っていく。

具体的な動き

- 子どもの思いを大切にする授業の形態について、教師が共通認識する。
- 教科学習と同様に、人権教育・道徳教育を充実させる。
- 人権や道徳のカリキュラムは、子どもの実態に合わせて変更して構成していく。

③生活指導面では

- ・お互いを守り合い、鍛え合う人間関係を構築できるような集団を育てていく。同時に教師と児童との信頼関係も構築する。
- ・学校生活で守るべきルールを徹底して指導するとともに、教師が共通認識しておく。

具体的な動き

- 学校のきまりを年度当初に全家庭に配布して、研修会で共通理解する場を作る。
- 休み時間や昼休みに教室で過ごして、子どもと話す機会を多くする。
- 子どもの状況を把握して、その子に応じた叱り方を考える。

④入学時の児童の状況把握は

- ・入学前に、保育所・幼稚園との連絡会を必ず開催して、前担任から詳細な状況を聞き取り、資料として新年度にそれぞれの担任が確認できるようにする。
- ・入学時に作成した資料は、該当児童が卒業するまで学校で保管活用するとともに、随時加筆訂正を行っていく。

⑤転入時の児童の状況把握は

- ・転入前の学校に管理職または転入学担当者が問い合わせの電話を必ず入れて、「伸ばしていくべき優れた点は何か」とともに、「何らかの課題を抱えているかどうか」を問い合わせる。
- ・転入時に作成した資料は、該当児童が卒業するまで学校で保管活用するとともに、随時加筆訂正を行っていく。

⑥転出及び進学する児童に課題がある場合は

- ・転出及び進学先学校に管理職が電話を必ず入れて、内容について詳細に連絡する。必要に応じて、担任同士が連絡を取り合えるようにしておく。

⑦教師の目が行き届きにくい時間帯の安全対策は

- ・時間帯と場所を決めて、教師の見回り活動を行う。

具体的な動き

- 教師もできるだけ児童用トイレを使用する。
- 休み時間や昼休みには、各フロアに一人は教師が残るようにする。
- 校舎内の使用しないエリア・スペース・部屋は、こまめに施錠する。

⑧問題行動を抑止できるような学級集団作りは

- ・正しいと思うことをお互いが言い合える学級の雰囲気と人間関係作りを目指す。
- ・人が嫌がる行為をしているのに気がついた時に、先生や友だちに伝えられる人間関係作りに努める。
- ・日常的にきちんと過ごしていることが評価される、そういう行動や態度がお互いに尊重される環境を作る。

具体的な動き

- 話し合いの基本をきちんと教える。(相手にわかるように話す、決まったことは守る等)
- 叱るだけではなく、いい行動をしっかりと誉める。(特定の児童に偏らないように)

⑨児童自らが問題解決を推進できる教育活動とは

- ・児童が、自分たちの力で自分たちのできる範囲の中で、様々なことを話し合い決定していく活動を取り入れる。
- ・教科や人権・道徳の授業でも、児童自らが作り上げる授業展開を作っていく。

具体的な動き

- 1年生時から守るべきルールを徹底して指導する。
- 学級会の話し合い活動として不適切なテーマ(危険なことや金銭にまつわること、学校のルールを変えたり逸脱したりするようなテーマ)は、議題として絶対に取り入れない。
- みんなが気持ちよく過ごすためのルールやマナーを、児童一人ひとりが考える機会を設定する。
- 話し合い活動の役割分担(司会、記録等)は、随時交替して多くの児童が体験できるようにする。
- クラブや委員会にも自主的な活動を積極的に取り入れる。

⑩いじめを発生させないために、日常的に教師が気をつけることは

- ・児童観察を教師の大切な仕事として認識して、絶えず気を配る。
- ・会話や作文、子どもたちからの話を最大限活用して情報を収集して、速やかに解釈して対応する。

具体的な動き

- 朝の会や終わりの会、給食時などは、教師がしっかりと児童観察する。
- 問題行動が予見されるときは、休み時間や昼休みに、教室やフロアから教師がいなくなる時間をできるだけ少なくする。
- 正しい生活習慣ができるように指導を徹底する。
- 日記や作文、振り返りなどで気になる点があれば、すぐに子どもと話し合って解決に向かうようにする。

4 いじめの早期発見に向けて

①担任教師としての児童観察は

- ・集団の観察だけではなく、児童観察に適した朝の会、読書タイム、給食時等の時間に、一人ひとりの表情に気をつける。
- ・友だち関係の変化にも目を配る。そのため、日記や作文、振り返り、保護者からの報告など、情報収集に努める。
- ・大きく成長する時期であるので、教師の先入観や思い込みを捨てて、客観的に観察・判断できるよう心がける。

具体的な動き

○いじめアンケートと個人面談

- ・各学期に1回、「生活アンケート」を実施し、それを資料として、必要に応じて児童の個別面談を行う。（実施したアンケートは5年間保管する。）また、児童の実態把握を的確に行うため、定期的にアンケート調査内容の見直しを行う。
- 目立つ子どもだけでなく、教師の近くに來ない目立たない子どもにも気を配る。そのため、児童カルテ等を作成して記録を残していく。
- 子ども同士の話もよく聞いておく。

②担任以外の教師の児童観察は

- ・気になる児童がいれば、積極的に声かけをして、状況把握に努める。気付いたこと、聞いたこと等は必ず担任に伝える。
- ・教室では見せない姿や表情があるかもしれないので、専科の時間、クラブや委員会では先入観を持たずに児童観察をする。

③学校内の死角になる場所（更衣室・トイレ）の見守りの方法は

- ・年度初めから校内巡視の体制を作っていく。
- ・生活面の指導（名札着用、右側通行等）を教師が共通認識した上で徹底して行う。

具体的な動き

- 教師もできるだけ児童用トイレを使用する。
- 休み時間や昼休みには、各フロアに一人は教師が残るようにする。

④いじめの発生を児童から聞き取ることのできる環境を作るためには

- ・相談室や会議室、視聴覚室を活用する。
- ・担任が緊急に対応しなければならない時は、管理職や対応可能な教師が、該当クラスの指導に入って補佐する。また、必要に応じて、複数対応のために児童の聞き取りの補佐に入る。

⑤生活指導面に課題がある児童に対して、児童観察で気をつける点は

- ・年度当初に、課題がある児童については、研修の場で教師全員が共通認識をしておく。
- ・該当児童の観察は、担任だけではなく全教師が行ない、情報は全て担任が集約できるようにする。
- ・服装等、生活面、友人関係、人間関係、家族状況の変化をできるだけ注視する。

5 いじめの早期対応について

① いじめ情報のキャッチ

- ・状況の把握を行うために、該当児童と周辺にいる児童への聞き取りを行う。自分が目視した事をしっかりと記憶し、簡単でもよいので記録に残す。
- ・必要に応じて、安全確保や応急処置を講じながら、他の教師の応援を依頼し見守る。
- ・担任、学年団、必要に応じて養護教諭や生徒指導担当に報告する。
- ・いじめを発見した教諭が一人で抱え込まずに、出来るだけ早い段階に管理職に報告して指示を仰ぐ。
- ・管理職は、状況に応じて、学校教育課や他の関連機関に第1報を入れる。

② 正確な実態把握

- ・早急に全容を解明する必要がある場合は、聞き取り作業のための時間確保を行う。管理職や対応可能な教師が協力して補佐する。
- ・先入観を持たず、被害と加害を意識せずに正確な状況把握に努める。
- ・できるだけ複数の教師で聞き取りを行ない、「言った」「言っていない」というような論争にならないように、丁寧に記録に残していく。
- ・聞き取る教師は、児童に威圧感を与えないようにするため、担任を中心に旧担任や関わりのある教師が中心になる。
- ・事実の確認だけでなく、その時の気持ちやそこに至った理由、背景にあるものは何か、などを聞き取るようにする。
- ・聞き取りでは、誘導的にこちらが話したことにうなずかせるのではなく、児童自らが話すように仕向けていく。
- ・対応が長期化したり複雑化したりすることを想定して、状況、時間、対応等の記録を時系列で整理しておく。

③ 校内組織体制の確立

- ・何よりも担任一人が抱え込まないようにするために、学年で相談体制を確立する。必要に応じて、前担任や元担任の協力を得る。
- ・生徒指導推進部と管理職で相談体制を作り、必要に応じて関係機関とのケース会議を設定する。
- ・職員会議で丁寧に報告して、全職員で問題点を共通認識するとともに、再発防止に努められるようにする。

④ 聞き取り後の保護者への対応は

- ・事案の概要（加害者側の状況、被害者側の状況等）を把握し、整合性があることを確認してから、保護者対応に入る。
- ・加害側、被害側に関わらず誠実に対応する。ただし、毅然とした対応を貫く。
- ・児童から聞き取った内容を正確に伝える。学校として、今後どのように進めていくのかも合わせて報告する。求められた要望があっても即答が難しい場合でも期日を設定して誠実に対応する。心のケアが必要な場合は、この時点をスタートとして、保護者や関係機関と協議しながら進めることを伝える。

- ・児童の下校と合わせて家庭訪問をして報告をすることも方法である。
- ・学校の過失と、児童の抱えている課題の2つの観点を混同されないように、毅然とした態度を貫く。

⑤今後の対応

- ・特に被害者側児童には、自己肯定感を高めていくために声かけをして、安心させることに努める。
- ・以降の経過観察を丁寧に行い、必要に応じて保護者との連携を密に行う。
- ・必要に応じて、教育カウンセリング（打出教育文化センター）やスクールカウンセラーを紹介して、被害者側が選択できるようにする。
- ・担任や管理職も、必要に応じて相談機関や専門家の話を直接に聞きに行き、適切な対応が学校全体で取り組めるように心掛ける。

6 配慮の必要な児童への対応

①問題行動の被害者にならないために特に気をつける点は（担任）

- ・表情や体をよく観察して、少しでもふだんと違う様子が見られたら保護者と連絡を取り合う。
- ・友だち関係をしっかりと把握しておき、変化が見られた場合は本人に確認を取るとともに保護者と情報を共有する。
- ・児童の特性（例えば、受動型の自閉症のように自分の感情を表出できないタイプ）をよく理解しておいて対応にあたる。
- ・担任がその日一日の振り返りを下校時に本人と行ない、下校の様子を交流担任と連携して誰かが確認しておく。
- ・その児童に関わる教師すべてで共有できるように情報を提供する。
- ・常日頃から、困った時にはどうすればよいのか（声を出して助けを求める、友だちに相談する、教師に相談する等）を指導しておく。

②問題行動の被害者にならないために特に気をつける点は（交流担任）

- ・表情や体をよく観察して、少しでもふだんと違う様子が見られたら担任に連絡するとともに保護者と連絡を取り合う。
- ・友だち関係をしっかりと把握しておき、変化が見られた場合は本人に確認を取るとともに担任と保護者と情報を共有する。
- ・特別支援学級の児童を核にしたクラス作りに努める。
- ・常日頃から、困った時にはどうすればよいのか（声を出して助けを求める、友だちに相談する、教師に相談する等）を指導しておく。

③児童の思いや気持ちを、的確に聞き取るための手立ては

- ・担任と交流担任が丁寧に情報交換する。また、保護者対応も連携して行ない、保護者との信頼関係を構築する。
- ・下校時に、担任がその日一日の振り返りを本人と行う。
- ・交流担任も積極的に特別支援学級児童と関わりを作り、人間関係を構築し、クラスの一員とし

ての居場所を設定する。

- ・担任、交流担任だけではなく、管理職を含めた多くの教師が児童との関わりを作っていく。

7 ネット上のいじめへの対応

インターネット等を通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネット等の正しい活用など情報モラル教育を推進する。また、保護者の責務についても周知する。

①未然防止

保護者会で伝えること

- ・フィルタリングの利用や身を守るルール作り 携帯等の端末のルール作りを行うことで子どもの活用に制限をかける。
- ・個人情報流出などの認識 個人情報の大切さ、危なさを理解させる。
- ・ネット上のいじめの影響 ネット上でのいじめによって全く関係のないものまで知られる。
- ・子どもの変化の気づきと相談 子どもの変化を見逃さず、変化があればすぐに聞き出せる関係づくりをしておく。

②関係機関との連携

学校・保護者だけでは解決できない困難の事例が多いため、関係機関と連携を行い対応する。

- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
- ・兵庫県警サイバー犯罪対策課
- ・芦屋市教育110番

8 重大事態への対応

①重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」で、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認める時」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案によっては教育委員会とも連携を図りながら、迅速に調査し、学校が判断する。

また生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

②重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、教育委員会と連携を図りながら、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

9 いじめに対応するために、教師が留意すべき点は

①児童理解のために気をつけたらいいことは

- ・アンテナを高くして、児童が発している小さなサインを見落とさないようにする。
- ・服装等、生活面、友人関係、人間関係、家族状況の変化をできるだけ注視する。
- ・持ち物がなくなったり、隠されたりする事案には、担任以外（学年、管理職等）にも協力を呼びかけて、複数で対応する。
- ・児童本人だけではなく、家庭環境や生活状況など児童の背景にも目を配る。
- ・自分の意見が言えて、おかしいと思ったこと、困ったことを訴えてきた児童は、その行為をほめてやり、次につながるようにする。訴えてきた児童が孤立するような環境を作らない。
- ・いじめられた児童を頑張らせない。
- ・道徳の時間では、児童の現状に合わせてカリキュラムを作成して実践していく。また、いじめが人権侵害であることをしっかりと教える。
- ・学校内の環境を整えて、問題行動を起こしにくい環境づくりを行う。
- ・いじめが人権侵害であるということをしっかりと指導する
- ・教師間で建設的な話し合いができるようにする。

②児童が相談しやすい教育環境を作るために気をつけることは

- ・休み時間や昼休みに児童と気軽に話す環境を意図的に設定する。特に、自分からはあまり話しかけてこない児童との接点を教師側から設定していく。
- ・児童が不安定な様子を見せたり、問題行動が予見されたりするような時には、児童との面談を設定して、個人的に話を聞く機会をつくる。
- ・担任以外の教師もできるだけ教室に入る機会を作り、児童との距離を小さくするように努める。

10 教職員の研修

- ①いじめ対応マニュアルやいじめ未然防止プログラム等を利用し、研修をすることで共通理解を図る。
- ②「命の大切さを実感させるプログラム」を大人である教職員自身が体験できるなど、教職員の指導力や認知能力を高めるための理論実践研修
- ③カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師としたマインド研修を行う。
- ④具体的な実践を通した研修を行う